

告示

○青森県市町村職員共済組合公告

通知

(市振町興課村) :

番号指定	種別	名	称	作(発行者)	英知出版	當該項
三五三	三五一	三五〇	三五九	三五六	三五七	三五八
書籍						
七月号 COMIC 快楽天 一三八七七一七	七月号 GOOKUH ○三七九七一〇七	週刊大衆増刊 二〇四三七一七 一	パパラッヂ レディースコミック ○九六六三一七	七月号 一二九五一一七 微熱	ピンクパンチ 恋愛白書スタート 一九六二四一七	七月号 ○七六七九一七
社 ワニマガジン	バウハウス	双葉社	セブン新社	近代映画社	宙出版	青森県青少年健全育成条例 第十二条第一項第一号該当

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十一月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

青森県青少年健全育成条例

(昭和五十四年十二月書)
を次のとおり指定する。

青森県条例第三十四号) 第

十二
条

目次

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定

○道路の区域の決定.....(道路課).....
○道路の区域の変更.....(同).....

公告

○小湊港港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催・

○建設業者の許可の取消し……
（八）土木事務所戸

○右 同 右 同
同 同))
同 同))
… …

收用委員會

○公示通知
（監理課）：七

雜報

○青森県市町村職員共済組合公告
（振市興町裸村）

卷之三

山
青
木
林
果
報

第千八百八十五号 平成十三年六月二十日（水曜日）

青森県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十一日

青森県知事
木村守男

二 道路の種類 三 路線名 四 区域

一般県道

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年七月十九日まで青森県県土整備部
道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第三百九十七号

区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
西津軽郡柏村大字桑野木田字浅井一 八の二から	四・二〇メートル から	八・二〇メートル	
西津軽郡柏村大字桑野木田無番地ま で	一二二・二〇メートル ト	一ト	
ルまで			

**公
告**

小湊港港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催

小湊港の港湾隣接地域（浜子地区）の変更に係る公聴会を次のとおり開催するので、
港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十七条の二第二項後段の規定により公
告する。

平成十三年六月二十日

一 公聴会の期日及び場所

期	日	場	所
平成十三年六月二十九日		東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三	
午後一時		平内町役場	

二 変更後の港湾隣接地域

基点1から方位角二八六度三〇分、六〇〇メートルの地点
基点3 基点2から方位角二九二度五〇分、四〇〇メートルの地点
基点4 基点3から方位角三一二度三〇分、一〇七メートルの地点
基点5 基点4から方位角三二二度三〇分、二三三メートルの地点
基点6 基点5から方位角三二一度〇〇分、二二〇メートルの地点
基点7 基点6から方位角三四八度三〇分、六〇メートルの地点
基点8 基点7から方位角二八八度四〇分、二六九メートルの地点
基点9 基点8から方位角二六三度〇〇分、八六メートルの地点
基点10 基点9から方位角二四九度三〇分、一メートルの地点
基点11 基点10から方位角二八九度〇〇分、一六メートルの地点
基点12 基点11から方位角一五八度〇〇分、二三メートルの地点
基点13 基点12から方位角一七七度〇〇分、二三メートルの地点
基点14 基点13から方位角二一七度三〇分、一四メートルの地点
基点15 基点14から方位角二四五度三〇分、六四メートルの地点
基点16 基点15から方位角二三六度三〇分、七二メートルの地点
基点17 基点16から方位角二四九度三〇分、一九八メートルの地点
基点18 基点17から方位角二六五度〇〇分、一四八メートルの地点

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 日の出産業 株式会社
二 代表者の氏名 根本良三

- 三 変更後の港湾隣接地域の陸域の地番
 - 東津軽郡平内町大字清水川字大川向一、二の一、四の二、九の三、一五の三、四の一及び四四の二並びに大字清水川字権十郎新田一、三〇の八三、三九の三九、三九の七八から三九の八〇まで、三九の九八、三九の九九、三九の一〇一から三九の一〇六まで及び三九の一九から三九の二二一まで並びに大字清水川字金附一、五の二、五の三、六の二、六の四、一〇三、一六五、一七五、一七七及び一七八並びに大字浜子字堀替三二の六、三五の一四、三五の二六、三六の七、一四六、二七三、五三五、五四八及び五六一

四 基点の表示

基点1 川尻四等三角点から方位角一〇九度三〇分、四三九・五メートルの地点 東津軽郡平内町大字清水川字大川向一番地内の表示杭（北緯四〇度五五分三八秒、東経一四一度一分二五秒）	1号表示杭
基点2 基点1から方位角二八六度三〇分、六〇〇メートルの地点 2号表示杭	2号表示杭
基点3 基点2から方位角二九二度五〇分、四〇〇メートルの地点 3号表示杭	3号表示杭
基点4 基点3から方位角三一二度三〇分、一〇七メートルの地点 4号表示杭	4号表示杭
基点5 基点4から方位角三二二度三〇分、二三三メートルの地点 5号表示杭	5号表示杭
基点6 基点5から方位角三二一度〇〇分、二二〇メートルの地点 6号表示杭	6号表示杭
基点7 基点6から方位角三四八度三〇分、六〇メートルの地点 7号表示杭	7号表示杭
基点8 基点7から方位角二八八度四〇分、二六九メートルの地点 8号表示杭	8号表示杭
基点9 基点8から方位角二六三度〇〇分、八六メートルの地点 9号表示杭	9号表示杭
基点10 基点9から方位角二四九度三〇分、一メートルの地点 10号表示杭	10号表示杭
基点11 基点10から方位角二八九度〇〇分、一六メートルの地点 11号表示杭	11号表示杭
基点12 基点11から方位角一五八度〇〇分、二三メートルの地点 12号表示杭	12号表示杭
基点13 基点12から方位角一七七度〇〇分、二三メートルの地点 13号表示杭	13号表示杭
基点14 基点13から方位角二一七度三〇分、一四メートルの地点 14号表示杭	14号表示杭
基点15 基点14から方位角二四五度三〇分、六四メートルの地点 15号表示杭	15号表示杭
基点16 基点15から方位角二三六度三〇分、七二メートルの地点 16号表示杭	16号表示杭
基点17 基点16から方位角二四九度三〇分、一九八メートルの地点 17号表示杭	17号表示杭
基点18 基点17から方位角二六五度〇〇分、一四八メートルの地点 18号表示杭	18号表示杭

四 許可番号 青森県知事許可（般一一一）第一一二二七号
 五 取消年月日 平成十三年六月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年五月七日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したこと
 が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定
 に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社 住建

二 代表者の氏名 間木文四郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字鹿島沢一八番地二四

四 許可番号 青森県知事許可（般一一一）第一四九三七号

五 取消年月日 平成十三年六月七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ
 り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 宮島工業 株式会社

二 代表者の氏名 宮島功

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字松館字大向三三番地一五

四 許可番号 青森県知事許可（般一一一）第一七一四五号

五 取消年月日 平成十三年六月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゃんせつ、水道施設工事業に係る一
 般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年四月二十五日前記建設業者が合併により消滅した旨の届出により確認
 された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により、次
 の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所
 を確知することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年六月二十日

青森県収用委員会会長 平田由世

一 通知すべき書類の名称
 審理の開催について（通知）

二 通知を受けるべき者

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百一十五の土地の所有者
 （相馬才吉）

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百一十八の土地の所有者
 （青山仁太郎）

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川[百]十九の土地の所有者

(上勇伯)

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川[百]十四の土地の所有者
(相馬重太郎)

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川[百]十七の土地の所有者
(松森喜代吉)

(布施富雄)

青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳川百[十]一番[一]の土地の所有者

(青森県農業整備部臨理課内)

雑報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成12年度決算の要旨を公
告する。

平成13年6月20日

青森県市町村職員共済組合
理事長 中野琴司

平成12年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
8	34	25	45	112

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	任意継続	合計
組合員数(人)	21,293	67	2,393	639	24,392
給料月額(百万円)	7,469	41	769	198	8,477
一人当たり給料月額(円)	350,750	617,522	321,223	310,393	347,529

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	24	12	4	2	7	1	50

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
(收入)									
負担金	5,661,883	18,692,882	209,784	357,696					
掛金	5,907,536	10,402,515		345,616					
施設収入・商品売上				30,780	560,660				
基礎年金交付金		3,331,250							
基礎年金国庫金									1,066,007
組合員貸付金利息							718,839		
受託商品手数料								44,641	
利息及び配当金	39,220	6,199,009	7,673	19,938	1,772	2,007,540	17	34,408	
その他収入	358,633	326,112		7,057	41,831	92,037	42,755		
他経理から繰入金			70,064		352,752				
前年度繰越支払準備金	1,108,155	370							
前年度繰越長期給付積立金		191,225,098							
計	13,075,427	230,177,236	287,521	761,087	957,015	2,099,577	761,611	79,049	1,066,007
(支出)									
給付金	6,960,815	22,209,897							
役職員給与			220,000	109,709	27,261	25,979	69,868	8,433	
旅費・事務費			19,367	5,872	2,900	7,038	8,500	4,160	
商品仕入				3,048	409				
飲食材料費				1,227	119,091				
委託費			9,370		302,905	7,328			
支払利息				1,397	51,981	750,184	600,982	25,606	
連合会払込金	193,385	3,068,756					49,293		
老人保健拠出金	2,885,890								
退職者給付拠出金	940,763								
基礎年金拠出金負担金		6,739,772							
基礎年金								1,066,007	
他経理へ繰入金	35,032	35,032		342,752				10,000	
その他支出	799,928		37,038	359,740	589,775	10,568	58,561	9,336	
次年度繰越支払準備金	1,140,283	1,930							
次年度繰越長期給付積立金		198,121,849							
計	12,956,096	230,177,236	285,775	823,745	1,094,322	801,097	787,204	57,535	1,066,007
差引当期利益金	119,331		1,746			1,298,480		21,514	
差引当期損失金				62,658	137,307		25,593		
年度末繰越支払準備金	1,140,283	1,930							
年度末長期給付積立金		198,121,849							
年度末資本剰余金			482	825,774	1,513,693				
年度末利益剰余金	688,072		150,636	351,766	89,016	5,512,199	1,386,575	389,528	